

老人憩の家指定管理者の指定について

北区内の老人憩の家3施設について、令和7年3月31日で現在の指定管理期間が終了することから新指定管理者を選定した。

1 対象施設

施設名	指定管理者（候補者）
新潟市老人憩の家阿賀浜荘	新潟市北地区老人憩の家管理運営委員会
新潟市老人憩の家しあわせ荘	
新潟市老人憩の家新崎荘	

2 老人憩の家とは

高齢者の健康保持と福祉の増進を図ることを目的とした60歳以上の方のための施設で、談話室・娯楽室・浴室などを備えている。開設時期は、阿賀浜荘が平成3年、しあわせ荘が昭和61年、新崎荘が昭和63年。

3 老人憩の家管理団体について

設置の経緯や地域における自治振興・施設運営の効率性の観点から、地元住民団体に管理運営を依頼。

【現在の指定期間と指定管理者】

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

新潟市北地区老人クラブ連合会

4 指定期間と指定管理者

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

新潟市北地区老人憩の家管理運営委員会

5 今後の予定について

令和6年度：現指定管理者と相談のうえ、各地域の自治会長に状況等を説明。

令和7年度：利用者への状況説明を行うとともに、令和8年度に向けて新たな指定管理者を選定する。